

回 答 書

令和5年度 定期報告制度講習会

質問	回答
① 2022年度に報告を行うべき共同住宅が、管理者の変更により、今年度に入ってから調査依頼がありましたがどのように対応したら良いでしょうか。	① 今年度の受付（過年度取扱）としますが、次回の報告は2年後に行なってください。 （正規の受付年度である2022年度から3年後）
② 雑居ビルの定期報告において、テナント（所有者以外が整備した部分）によっては調査の協力が得られない部屋があります。その場合は、どのように表記したら良いでしょうか。	② 建築物全体が報告対象ですので、調査が出来ないテナント等がある場合は、その旨を調査結果表および検査結果図に明記のうえ提出してください。 調査が出来ない項目については適法か否かが判断できないことから「要是正」扱いとしますのでご注意ください。